

「秋の交通安全県民運動」を実施

9月21日(金)～30日(日)

～9月30日は「交通事故死ゼロをめざす日」～

悲惨な交通事故をなくすため、各種関係機関の協力を得て、9月21日(金)と27日(木)に啓発活動を行い、27日は、交通安全母の会会員が作成した、「うさぎと犬のマスコット(ピョンと飛びだし禁止)」を配布します。

なお、23日(日)のかぐや姫まつりには、交通安全母の会会員による、「ネオホッケーゲーム・あてもの」や広陵東小学校付属幼稚園の年長児による交通安全宣言・「信号を守ろう」の歌とダンスの披露をします。

◆運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

◆運動の重点

○夕暮れ時と夜間の歩行中および自転車乗用中の交通事故防止
(反射材用品などの着用の推進・自転車前照灯の点灯の徹底)

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

○二輪車、原付車の交通事故防止

(奈良県重点)

～ピョンと飛び出し禁止～



母の会会員が作成した啓発物品「うさぎと犬のマスコット」

秋は、だんだんと日没時間が早くなります。車も自転車もライトは早めに点灯するように心がけましょう。

また、今年の春から自転車に対する法改正もあり、自転車乗車時の傘差し運転や無灯火、携帯電話・ヘッドフォンの使用は厳しく罰せられます。また、スピードの出すぎ、急な進路変更は危険です。

広陵町から、交通事故を一件でも減らすため暗くなつてからの外出には反射材などを身につけ、周囲の交通環境に気を配り安全確認・後方確認をしっかりしましょう。



10月から

後納制度が始まります

★制度の概要

国民年金保険料は、2年以内に納付していただくこととなっておりますが、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、2年を経過して納付ができなくなった保険料について、10年前までさかのぼって納付することが可能となります。

◆対象者

65歳未満で過去10年以内に未納期間がある方。なお、対象者には、日本年金機構より、「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」が送付されます。

※65歳以上で老齢基礎年金の受給要件を満たしている方、または現在、老齢基礎年金を受給されている方(繰上げ受給者を含む)は対象となりません。

◆保険料

納付していただく保険料は、当時の保険料となります。申請日の属する年度から起算して、過去3年を超えて期間の保険料を納付される場合は、当時の保険料と加算額を含めた納付額になります。

◆メリット

国民年金保険料を後納していたことにより、将来受け取る年金額が増額し、年金の受給資格が得られる可能性があります。

申し込みから納めていただくまでの手順

- ①年金事務所へ申込書の送付依頼(日本年金機構HPからも取得できます)
- ②年金事務所から申込書が送付されます。
- ③申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所へ提出します。
- ④年金事務所において申込書の審査・承認を行います。
- ⑤納付書により金融機関「コンビニ」などで納めてください。

対象年度	24年度中に後納する場合の1か月分の保険料額		
	当時の保険料額	政令で定める加算額	後納保険料で納める金額
平成14年度	13,300	1,640	14,940
平成15年度	13,300	1,420	14,720
平成16年度	13,300	1,210	14,510
平成17年度	13,580	980	14,560
平成18年度	13,860	750	14,610
平成19年度	14,100	540	14,640
平成20年度	14,410	350	14,760
平成21年度	14,660	180	14,840
平成22年度	15,100	0	15,100
平成23年度	15,020	0	15,020

◆問い合わせ先

○国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570・011・050

○大和高田年金事務所 国民年金課

☎(22) 3531

○役場 保険年金課 年金係

☎内線 1143